

第142回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和5年11月6日（月）10:00～11:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、久我 尚子、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓

【審議協力者】

埼玉県

【調査実施者】

文部科学省総合教育政策局調査企画課：枝課長

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 社会教育調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 おはようございます。部会長の津谷でございます。

それでは、定刻を若干過ぎましたが、ただ今から、第142回人口・社会統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきありがとうございます。

先月、統計委員会の委員が新たに任命されましたが、引き続き、私が部会長を務めることになりました、津谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日はこれまでどおり、こちらの対面による会場と、WEBの併用で議事を進めていきたいと思いますが、WEBで御参加いただく構成員の皆様方は、ネットワークの障害で、今、資料の共有が若干難しくなっております。申し訳ございません。また、途中で声が聞きづらいということも今までもございましたので、そのような場合には、チャットなどを通じまして、御遠慮なくその旨、御連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。御不便をおかけいたします。

本日は、10月27日の第198回統計委員会で諮問されました、社会教育調査の変更について議題といたしますが、任命替えがなされて初めての部会ということもありますので、具体的な審議に入る前に、幾つか申し上げたいと思います。

まず、今回の審議に当たっての部会の構成につきましては、参考1として、名簿をお配

りしております。以前から、この部会の経常的メンバーとして御活躍なさっておられます、佐藤委員、富田委員、宇南山臨時委員、加藤臨時委員、そして、川口臨時委員につきましては、引き続き御参加いただくこととなりました。どうぞよろしく願いいたします。

また、今期から新たに久我委員に、この部会に加わっていただくこととなりました。本日、こちらの会場においでいただいております。今回、初めての部会となりますので、一言、久我委員から、御挨拶をお願いいたします。

○久我委員 ニッセイ基礎研究所の久我と申します。どうぞよろしく願いいたします。日頃は、消費者行動の分析をしておりまして、こちらの人口・社会統計部会で取り扱われるような調査を利用している利用者の立場で、少しでもお役に立てたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○津谷部会長 どうぞよろしく願いをいたします。

それから、委員改選後、今回は最初の部会となりますので、統計委員会令の定めに基づき、部会長代理を指名させていただきたいと思っております。部会長代理には、前期に引き続き、佐藤委員をお願いしたいと考えておりますが、佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい、謹んで承ります。よろしく願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。佐藤委員、では、どうぞよろしく願いをいたします。

次に事務的な事柄について、3点ほど申し上げたいと思っております。

1点目は、本日の審議の進め方についてです。審議は、これまでと同様に審査メモ等に沿って、まず、事務局から、審査状況と論点を御説明いただいた後、調査実施者である文部科学省から、論点に対する御回答をお願いしたいと思います。その上で、質疑応答をするという形で部会を進めていきたいと思っております。

なお、審議の過程で、先ほども申しましたが、説明されている資料、そして議論になっている資料、御質問がある資料を、いつもでしたら、随時画面で表示できたのですが、今回は少しそれが難しくなっておりますので、既に資料がお手元にあるかと思っておりますし、対面で御出席の皆様には、ハードコピーが配布されていると思っておりますので、それを御参照いただいて、議事に御参加いただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回、申請された変更事項は、それなりに事柄、分量はございますが、論点が大変に多いというようにも見受けられません。ですので、本日の部会で、できればひととおりの審議を終えて、答申案の方向性について御了解が皆様から得られるようであれば、予備日としている部会は書面審議とするなど、効率的に審議を進めたいと考えております。予備日である11月24日に、実際に部会を開催するかどうかにつきましては、本日の審議状況を見て、部会の最後に、私の方から申し上げたいと思っております。なお、最終的な答申案につきましては、12月に開催予定の統計委員会において、私から御報告する予定でございます。

最後に3点目となりますが、本日の審議は12時までを予定しておりますが、審議の状況によっては、予定終了時刻を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

なお、本日は加藤臨時委員と川口臨時委員が御欠席でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。資料1-1、諮問の概要につきましては、既に統計委員会の場で説明していただいておりますので、時間の節約のため、この場での説明は割愛させていただきます。

ただ、先日の統計委員会で諮問が行われました際、委員から、幾つか御発言がございました。そこでまず、席上配布資料に沿って事務局から御紹介をしていただき、これに関連して、文部科学省が追加資料も御準備されておりますので、併せて補足説明をお願いしたいと思います。

まず、事務局から、委員の御発言についての御紹介をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 まず、席上配布資料と記しました、「諮問の際に示された御意見」を御覧ください。先日、開催されました統計委員会における参加委員からの御発言について紹介します。

最初に、清原委員から、今年の6月に閣議決定された、第4期教育振興基本計画の教育目標として、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」、「教育DXの推進、デジタル人材の育成」が示されており、今回の改正は密接に関係しているとして、審議に当たっては、文部科学省の取組の情報も部会に提供していただいで検討していただければ、より現場に即したものになるのではないかと、という発言がございました。

続いて、福田委員から、PFI法に関連する変更事項について、PFI法により、費用等が削減されていることが分かる調査となっているのか、また、調査票の中に「(公立のみ)」としているが、どのような趣旨で限定されているのか、質問がありました。

最後に、本日、部会に参加されている、富田委員からですが、調査対象施設におけるICT環境の整備、デジタル化の進み具合を調査するのであれば、Wi-Fiへのアクセスや、資料の電子検索の可能性などについて、質問をした方が良いのではないかと、また、もう一つですが、外国人人口が急速に増える中で、調査対象施設は、コミュニティレベルで、外国人と日本人をつなぐ重要な役割を果たすことができると考えるが、社会教育調査の中には、外国人向けのサービスの有無などを把握する設問があるのか、質問がありました。

このうち、福田委員の御質問については、統計委員会の現場で回答がなされておりますが、それ以外については、本日、このあと、文部科学省から補足説明が予定されています。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの統計委員会での委員からの御意見に関連して、文部科学省から補足説明をお願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省調査企画課長の枝と申します。本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、今、総務省の方から御紹介いただきました、前回の統計委員会での御意見につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2ということで、教育振興基本計画と社会教育調査の関係という資料があるかと思

います。今、森調査官から御紹介いただきましたが、こちらは、清原委員の御意見に対応したものでございまして、今回の調査の変更に関しましては、教育D Xの推進、デジタル人材の育成といった観点が含まれているわけですが、これについては、文部科学省の教育振興基本計画におきましても、盛り込まれているところがございますので、それをこの部会の方に御紹介した方がいいのではないかという御意見でございましたけれども、資料2にございますように、教育振興基本計画につきましては、今年の6月16日に閣議決定された、教育に関しての総合的な今後5年間にわたる計画を定めたものでございまして、この中で、目標10といたしまして、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」ということで、その中で、社会教育人材の養成、活躍機会の拡充について触れられてございます。

2ポツ目には社会教育主事、司書、学芸員、社会教育委員など、社会教育関係職員に関して、その役割の重要性を発信するなどし、地域における社会教育活動の充実を図るといったことが記載されておりますが、これに対応しまして、今回、変更する社会教育調査につきましては、社会教育主事の資格を有する職員数でありますとか、これ以外にも、司書、学芸員、社会教育委員といった社会教育の人材を、この社会教育調査において、実態を把握しているところがございます。この点については、今回の変更で直接関わる部分ではございませんけれども、このような関連がございます。

それから2点目としまして、目標11ということで、教育D Xの推進、デジタル人材の育成といったところで、社会教育分野のデジタル活用推進という項目がございます。この中で、社会教育施設におけるデジタル技術の効果的活用、デジタル基盤の強化を促進するといったことが書かれているわけですが、これは、今回の社会教育調査の変更により、利用者が利用できるコンピューターの設置台数に加えて、利用者が利用できる無線LANの有無というのを、新たに調査事項に追加することとしております。対象としましては、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、生涯学習センターということでございます。

以上が、資料2の御説明でございます。

それから、前回の統計委員会で、富田委員の方から御意見を賜りました部分でございます。こちら、資料は特段用意してございませんけれども、まず、1つ目のWi-Fiへのアクセスのところがございますけれども、今、申し上げましたように、今回の変更申請においては、利用者が利用できる無線LANというものを、調査項目に追加したところがございます。

それから、資料の電子検索の可能性ということにつきましては、図書館調査におきまして、コンピューターの導入状況を調べる中で、その用途として、資料検索でありますとか、外部データベースの利用等の用途を調査しておりまして、施設の特性に応じて、対応しているところがございます。

それから、富田委員からの2点目の、外国人向けのサービスの有無などを把握する設問が、社会教育調査の中であるのか、ということがございますけれども、この社会教育調査におきましては、図書館や公民館をはじめとする各社会教育施設を、外国人が利用する際

に不自由がないように、案内板ですとか説明などに、英語・中国語等の外国語が併記してあるかどうかというのを、回答する項目を設けてございます。

あとは直接、御意見に沿ったものかどうか分かりませんが、社会教育調査以外で、地方自治体が設置する国際交流会館ですとか、地域の日本語教育団体を対象にした、外国人に対する日本語教育の実態を把握する調査が行われておりますけれども、この中で、外国人に対する支援の実態を把握する調査を実施しているところでございます。

前回の統計委員会での御意見に関しましての補足の説明は、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対し、更に御意見などございましたら、御発言をお願いいたします。富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 富田です。大変丁寧な御説明をありがとうございます。ここでお示しいただいた内容で、私の関心事項の設問はカバーされているということが、よく分かりました。ありがとうございました。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございます。

お答えを大変丁寧にいただいたと思うのですが、清原委員からの御発言を受け、この教育振興基本計画の、特に項目の10と11というところに焦点を当てて、ダイレクトにお答えを頂いております。ただ、もしできれば、これは宿題という形では全くございませんが、個人的な感想としまして、教育振興基本計画全体と、今回の社会教育調査の関係について、もう少し全体との関連が、より明確に見えるような御説明を頂ければ、なおさらよかったというふうな印象を持ちました。ありがとうございました。

それでは、時間もございますので、個別事項の審議に入りたいと思います。

まず、審査メモ1ページ、①として2つの項目がございます。公民館調査票に関する変更事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 資料3の審査メモの2ページ目を御覧ください。

対象は、公民館調査票になりますけれども、変更点は2つありまして、1つ目は、地方公共団体における所管を選択する設問を追加すること。もう1つは、公民館類似施設について、市町村長が所管する施設を調査対象に追加することです。

いずれも、関係法令の改正を契機とするものでして、「公民館」については、「社会教育法」や「地方教育行政組織及び運営に関する法律」、これらの規定により、もっぱら市町村教育委員会が所管する施設として設置されてきたのですが、令和元年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、地方公共団体の長、いわゆる首長に移管することができるようになったとのことです。

これを受けまして、別添の資料1ページの赤枠で囲んだ部分になりますけれども、公立の公民館について、所管が教育委員会なのか、地方公共団体の長なのか、選択させる設問を追加することとされています。

また、もう1つの方ですが、参考2の表になります。この審査メモの3ページ目になりますが、本調査票では、「公民館類似施設」についても把握しておりまして、現行では、市

町村教育委員会が所管するもののみを調査対象としていたのですが、法改正を受けて、公民館に市町村長所管の施設が出てくることのバランスから、公民館類似施設につきましても、市町村長が所管するものについて、調査対象とする変更が予定されています。

これらに対する審査状況ですが、関係法令の改正に沿った対応であるほか、公民館類似施設の調査対象の拡大についても、公民館調査票により、公立の施設を網羅的に把握できるようにしようとするものであり、適当と考えておりまして、論点についても特になしとしております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。言い遅れましたが、審査メモは資料3、そして、文部科学省からの御回答が資料4となっております。

この変更につきましては、特に論点はないということですが、何か御質問などございましたら、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。特段の御意見はないということですので、この変更事項については、了承するというところで整理をさせていただきたいと思っております。

それでは次に、資料3の審査メモ、4ページ②といたしまして、博物館調査票に関する変更事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの4ページになります。こちらを御覧ください。

こちらは、博物館調査票に対する変更となりまして、施設区分の用語変更、設置者の選択肢の追加の2つが計画されております。

まず、施設区分の用語の変更ですが、別添の2ページを御覧ください。博物館法においては、博物館の事業に類する事業を行う施設であり、一定の要件を満たす施設について、文部科学大臣又は教育委員会が、「博物館に相当する施設」として指定することができることとされており、これまで、「施設の別」の選択肢の1つとして、「博物館相当施設」とされていたのですが、今年4月に施行されました、博物館法の改正において、当該施設については、文部科学大臣又は教育委員会による指定が行われることに着目して、「指定施設」という略称が設けられたとのことで、調査票上の選択肢の名称を、「指定施設」に変更することが予定されています。

次に2つ目の変更ですが、博物館法において、従前、博物館の設置者の要件を地方公共団体、一般社団法人等に限定していたのですが、このたびの改正で、法人の類型にかかわらず登録が可能になったとのことで、審査メモの別添2ページの図のとおり、設置者に関する選択肢について、幾つか朱書きがありますけれども、これらを追加することが予定されております。

これらの変更については、法改正を踏まえたものということで、変更を否定するほどの異論はないのですが、用語の変更と選択肢の追加について、確認したいことがあります。

まず、用語の変更については、改正後の法律においても、章のタイトルにおいて、引き続き「博物館に相当する施設」が用いられており、現状の「博物館相当施設」のままでも

問題ないのではないか、「指定施設」に変更した場合、どのようなメリットがあるのか、など、論点を立てております。

また、選択肢の追加ですが、「株式会社」を特に明示している理由は何か、新たに設けられる「個人・任意団体」という選択肢に関して、論点を立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの論点に対する回答について、調査実施者である文部科学省から、御説明をお願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省でございます。御説明申し上げます。

ただ今、御説明いただきました論点についてでございますが、まず、1点目の博物館相当施設といった名称から、指定施設に変更することに関してでございますが、まず、博物館に相当する施設を名詞として使う場合に、今回の博物館法の改正によりまして、指定施設という名称を新たに博物館法で設けておりますので、それに対応しまして、今回、この博物館調査票の博物館相当施設と言っていたものを、法律にのっとりまして、指定施設というものに呼称を改めるというものでございます。

また、改正前の博物館法におきましては、博物館相当施設という名詞の定義がなく、あくまで通称に過ぎませんでしたので、今回、法律に即した呼称に変更するというものでございます。

なお、博物館法に基づく博物館の登録と指定といったものにつきましては、自治事務となっております。ほぼ全ての自治体において、法改正に伴いまして、登録あるいは指定事務に係る規則の改正を行っております。指定施設という呼称に改められているところでございます。回答者の大半が都道府県、市町村立の施設であることを踏まえますと、法律及び教育委員会規則に定められている用語を用いずに調査を実施した場合には、混乱が生じる可能性もあるかと思っております。

文部科学省といたしましては、改正博物館法が公布されました令和4年4月以降、教育委員会等への周知、私立美術館会議総会、日本博物館協会全国大会、全国美術館会議総会等で説明を繰り返すほか、現在の指定施設への個別の説明を重ねまして、当事者への理解を促してきたところでございます。調査実施に際しましては、各教育委員会、私立美術館会議総会をはじめ、各団体の総会などに、改めて調査への協力願いと記入上の注意を、事務連絡によって周知をいたします。

それから、2つ目の論点のところ、いわゆる企業に係る選択肢に、株式会社を特に明示している理由は何かということでございますが、資料3の別添の2ページで博物館調査票の現行と変更案が記載されているものでございますけれども、この中で、9番以降のところ、私立博物館の選択肢となっております。新しい変更案の方の9番、10番が非営利法人、それから11番、12番が営利法人と大別しております。非営利法人におきましては、代表的な財団法人や社団法人を9番で挙げております。一方の営利法人におきましては、代表的な株式会社を11番で挙げております。

非営利法人につきましては、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等が想定されるところでございますが、実態としては、ほとんどの場合が一般社団法人、一般財団法人、あるいは、公益社団法人、公益財団法人でございますので、このような類型を抽出しているところでございます。

一方、営利法人につきましては、株式会社、合同会社、合資会社といったものが想定されますけれども、実態としては、ほとんどの場合が株式会社でございますので、このような類型を抽出しているところでございます。

それから、論点の(d)の新たに設けられる個人・任意団体という選択肢というものが、博物館法によらない博物館類似施設を念頭に置いた選択肢と理解すればよいかといった論点についてでございますけれども、博物館法の改正前後にかかわらず、登録博物館の申請においては、法人であることが要件となっております。一方で、従来は博物館相当施設と言っていた指定施設につきましては、法人格のない個人や任意団体であっても、申請が可能となっております。

このため、個人や任意団体が設置する指定施設、それから博物館類似施設といったものは、一定数存在することが想定されますので、実態に合わせて、個人・任意団体という新たな選択肢を設けるものでございます。

御説明は以上でございます。

○津谷部会長 内山審査官、お願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 すみません。事務局として、少し割り込みをさせていただきます。当初、画面表示ができないと申ししておりましたが、少なからず復旧はしているのですが、スクロールの反応が遅いようでございまして、枝課長の説明に追いついていないというところがあり、申し訳ございません。ですので、もし、委員の皆様のパソコン上で、資料3が審査メモ、それから、資料4が文部科学省の回答となりますので、それが開けているようであれば、そちらを御覧いただければと思います。もちろん、画面の表示は、これからも努力してまいりますけれども、御迷惑をかけて申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、ただ今の御説明、まず、用語の変更について2点、そして、選択肢の追加について2点、御回答がございました。これについて、御質問、御意見がございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

では、少し私から確認をさせていただいてよろしいですか。先ほどの論点の「選択肢の追加」の最後の(d)ですけれども、これは、博物館法によらない博物館類似施設を念頭に置いた選択肢を新たに設けられるものと理解すればよいかという御質問ですが、これは、イエスということでございますでしょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 そうですね。端的に申し上げますと、博物館類似施設もそうございまして、それから、博物館相当施設と言っていた、今回の法改正で指定施設となるものにつきましても、個人・任意団体が作ることもできますので、そ

の指定施設と博物館類似施設の双方を念頭に置いたものでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。御説明があったのですが、質問への答えはどうかののかなと思って、確認をさせていただきました。

よろしいでしょうか。御質問、御意見はございませんでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

私からですが、この博物館調査票のところで出ております、別添2ページのところですが、新しく選択肢を追加されたところで、9と10が非営利法人ということで、「11株式会社」、「12その他の法人」となっているのですが、これは、少しくどくなるかもしれませんが、「その他の営利法人」とされればどうでしょうか。皆様は恐らく、順番に選択肢を見ていかれると思いますので、順番に行けば、その前が株式会社になっていますので、営利法人だろうと思うことは確かなのですが、その上で、「10その他の公益法人」となっておりますので、バランスを取るため、より厳密に情報を取るために、それほど長くないことから、この12番「その他の営利法人」となると、より明確になるのではないかなと、個人的には思いますが、いかがでございましょうか、文部科学省。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 恐れ入ります。基本的に御指摘のような修正で問題ないかと思うのでございますが、博物館の担当課が来てございませんので、念のため、担当課にも確認させていただきまして、また追って御回答をさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○津谷部会長 これは、次回またここに来て、答えていただく宿題とするようなものではございませんが、博物館の担当者が今日はこちらにお見えになっていないということですので、この12番の選択肢、その他の法人に「営利」というものを付け加えるということを御検討いただいて、これは後日、事務局と私、そして構成員の皆様へ御連絡を頂くということにさせていただき、それを含め、この変更事項自体の全体といたしまして、特段の御異論はなかったというふうに理解をいたしました。

ですので、先ほどの1点の確認を除き、この変更事項については、了承をしたというふうに整理させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○富田委員 今、津谷部会長の御提案に、私も賛同いたします。その方が、より選択をするのに明確になると思いますので、是非、御検討のほどよろしくお願いたします。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございます。委員からもセコンドが出ておりますので、より厳密に、分かりやすく調査票を設計するという観点から、前向きに御検討いただければと思います。よろしくお願をいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして③ICT環境についての調査事項を追加・削除と、④PFI法による施設整備の有無を追加につきまして、併せて審議を行いたいと思っております。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官(統計制度担当)付調査官 審査メモ、7ページを御覧ください。政府計画の進捗確認のためのデータの収集といたしまして、ICT環境についての調査事

項の追加と削除が計画されています。政府におきましては、デジタル田園都市国家構想基本方針などの方針において、審査メモ7ページ参考の下線部のとおり、社会教育施設におけるICT環境の整備を推進することとされており、その状況を把握する必要性が求められているとのこととして、別添の3ページを御覧いただきたいのですが、施設・設備の有無に関する調査事項に、利用者が利用できる無線LANを追加することが予定されておりまして、これについては、特段の異論はなく適当としております。

次に調査事項の削除の方ですが、別添の4ページのとおり、コンピューターの導入状況のところなのですが、コンピューターの設置台数を聞く設問について、これまで、施設利用者が使うパソコンのほか、それ以外の事務用のパソコンも含めた総数を把握していましたが、施設利用者に限定することとし、総数把握をやめることが予定されています。

この削除自体について異論はないのですが、今回の削除により、いきなり前置きもなく、利用者が利用できるコンピューターの設置台数の項目となることから、報告者に違和感が生じる懸念があるとして、例えば、①コンピューター設置台数（施設の利用者が利用できるものに限る）のようにする方法もあるのではないかとこの提案をしております。

なお、これらの変更については、本日の冒頭で文部科学省から補足説明もありましたが、教育振興基本計画の指標を踏まえた対応ということも言えるかと思えます。

続きまして、審査メモの9ページを御覧ください。こちらは、政府計画の進捗の確認のためのデータ収集等といったしまして、PFI法による施設設備の有無を確認する設問の追加が予定されています。PFI法とは、民間資金を活用した公共施設の整備促進を目的とした法律の通称ですが、枠に囲んだ部分となりますが、令和4年に策定されたアクションプランにおいて、社会教育施設の整備についても、この手法の導入を推進するとされたとのこととして、同法に基づく進捗状況を把握するため、別添の5ページのとおり、これを把握する設問を追加したいとのことです。

これにつきましては、政府方針の進捗状況を把握するものであり、論点なしとしております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。この部分の論点は、コンピューターの設置台数についての質問の立て方だけということになっております。これについて、調査実施者から回答をお願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 御指摘のございましたように、①コンピューターの設置台数のところに「施設の利用者が利用できるものに限る」という括弧書きを記載することにより、報告者の違和感が解消されると想定されますので、御提案いただきました記載に変更させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。審査官室からの御提案に従って、ここを更に変更するという御回答でございました。

それでは、ただ今の御説明に対し、更なる御意見、そして御質問を頂ければと思います。お願いいたします。久我委員、どうぞお願いいたします。

○久我委員 御説明ありがとうございました。少し細かいかもしれませんが、今のコンピューター設置台数のところで、この形の方が回答者の方が分かりやすくなると思うのですが、この表現と合わせるために、別添の3ページの現行案と変更案で、無線LANの設問追加があるのですが、こちらは、「利用者が利用できる」というのが残っており、さらにこちらに関しては、そもそも1から20まで、あと、無線LANは21になるのですかね。全ての選択肢が、基本は利用者が利用するものなので、「利用者が利用できる」ということをカットしてしまうか、あるいは少し表現を合わせるか。選択肢全てを見ていないので、混在しているのかが分からないのですが、なくてもいいのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○津谷部会長 いかがでございましょうか。別添の4ページは、コンピューターの設置台数の中で、今まで事務局の方が利用できるコンピューターまで、全部入っていたようなのですが、それを聞いてもあまり意味がないので、利用者が利用できるコンピューターの設置台数というふうに限っていただきましたが、フォーマットが変わるため、今までとの続き、連携を考えると、「①コンピューターの設置台数（施設の利用者が利用できるものに限る。）」とした方がいいということになったわけですが、久我委員から、利用者が利用できるというふうに括弧書きをするのであるならば、別添の3ページの施設・設備の有無の変更案の最後、これは21ですね、赤字になっております。この無線LANとして、括弧の中に「(利用者が利用できる)」ということにして括弧閉じにすると、形式、フォーマットも一貫するのではないかと。ただ、これは同じような表現が、ほかにもあるかもしれない、席上配布資料の全部を見ているわけではないのですが、少し審査官室から御説明がございました。お願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。少し画面表示ができていない中で恐縮なのですが、変更後の公民館調査票で申し上げますと、資料の一番分厚い資料1-2の37ページが、公民館調査票の一部で、全体を見ただけのようになっています。ここでは、「施設・設備の有無」ということで、会議室、図書室、あるいは、実験実習室という形で、部屋の名前であるとか、あるいは、スロープ、エレベーターという施設の名前だけが書いてあって、特に「利用者が利用できる」という注釈はございません。

今回、21番として、「利用者が利用できる無線LAN」というのが追加されるということになりますと、既存の①から⑳との比較で、㉑だけが、「利用者が利用できる」が付いていて目立つというか、これだけが何か特別の修飾を付けているような形に見えてしまうので、久我委員がおっしゃるのは、そういう並びから考えると、特に「利用者が利用できる」というのを書かず「無線LAN」と書くだけで、この調査票の部分、「(7) 施設・設備の有無」に関しては、紛れなく回答していただけるのではないかという、そういう御趣旨であったかと思います。ですので、趣旨としては、申請内容としては、「利用者が利用できる無線LAN」ということなのですが、これを単に「無線LAN」ということだけでもよろしいのではというのが、御意見になろうかと思います。

以上です。

○久我委員 すみません。まとめていただきありがとうございます。

○津谷部会長 別添3ページの「利用者が利用できる」を、取ってしまっていないのはいか。既存の①から⑳との続き、並びによると、これは明らかだと。もしくは、コンピューターの設置台数と並べて、括弧書きを入れるか。久我委員の御意見は、どうでしょうか。

○久我委員 私は、ぱっと見ると、「利用者が利用できる」とここだけ出ているので、カットしてしまっても回答できると、私は思います。

○津谷部会長 「利用者が利用できる」という記載を取ってしまうか、この部分だけ括弧書きとするのか。もし、新しい変更で、類似したような表現があれば、同じような対応をするのか。社会教育調査は調査票の数が多ございますので、全部、隅から隅まで今ここでチェックをする時間はございませんが、委員からの御意見は、ほかにございませんでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。

○津谷部会長 佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 私も、なくて大丈夫だと思います。「利用者が利用できるエレベーター」とか、そういうことではないですね。

○津谷部会長 上に、点字による案内なんてありますので、恐らくこれは、利用者に向けたいろいろなサービスや設備・施設かなというふうにも思います。

○富田委員 富田です。私も、そこを削除することに賛同いたします。何かここだけ言及することによって、かえって違和感を生じさせてしまうと思います。ほかの選択肢もこの言葉の中に、利用者向けのサービスということが含まれていると思いますので、ここは削除しても差し支えないのではないかと考えます。

○宇南山臨時委員 宇南山です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 私も削除して問題はないと思うのですが、これは一応、過去にもある調査項目なので、前は全部のコンピューターを数えたという記憶がある人がいると、むしろミスリードになりかねないと思うので、記入の手引きで、今回からは調査しなくなりましたという注意喚起は必要かなと思われます。今後のことを考えると、この部分は抜いてもいいと思いますが、むしろ前回までの記憶がある人向けの注意書きは必要かなと思われます。

○津谷部会長 今回、コンピューターの設置台数については、前回までの時系列の連続性というものを考慮して、括弧書きで「利用者が利用できるものに限る」という、ただし書は付けていただくということで、皆様方からの御了承を頂きました。

ただ、今、議論いただいておりますのは、その前の別添3ページの公民館調査票の(7)施設・設備の有無の赤字で、最後に出ております、「利用者が利用できる無線LAN」というものについて、この「利用者が利用できる」という部分は、除いても問題はないのはいか。むしろ、すっきりするのではないかという御意見を、佐藤委員、富田委員から頂きました。

○宇南山臨時委員 「利用者が利用できる」という部分は削除して構わないと思いますが、報告者に削除されている旨の注意喚起だけは、しておいた方がいいかなと思いました。それは、調査票上は記載しなくていいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。今回の利用者が利用できる無線LANは、新規に追加された選択肢ですので。

○宇南山臨時委員 そういうことであれば、いきなりで大丈夫だと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。宇南山臨時委員からも、これで支障がないのではないかということですが、久我委員、これは括弧書きしなくとも、この「利用者が利用できる」という部分を削除しても、差し支えないというお考えでしょうか。

○久我委員 はい。差し支えないと考えております。

○津谷部会長 ありがとうございます。大変いい御指摘を頂きました。確かに、この部分だけ新しい選択肢ですので、表現に注意をしたいと思います。文部科学省、いかがでございますか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 久我委員、御指摘ありがとうございます。今、ここで検討させていただきましたけれども、無線LANの場合は、ほかの施設・設備と少し異なる性質もあるかと思われれます。例えば、事務的に使っている無線LANだと、普通はロックをかけますので、一般の方は使えないといったことになってしまうと、本来、調査したいことの趣旨が、損なわれてしまう可能性もあるかと思いますが、一方で、御指摘いただいたように、ここだけ突出している感じもありますので、「㊤無線LAN」とサンプルにした上で、報告者に使っていただく手引きにおいて、利用者が利用できるものといった趣旨を明示するようにさせていただきまして、いずれの問題もクリアできるかと思っておりますので、そのようにさせていただければと思っております。

○津谷部会長 御回答ありがとうございます。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○津谷部会長 調査票は、「無線LAN」として記載し、利用者が利用できるものに限るということを、手引きに明記をしていただくという御回答でございます。ありがとうございました。

それでは、新たに修正された追加・削除について全体として、非常に大きな御異論というものはなかったかと思いますが、コンピューターの設置台数については、今まで設問としてあったものを削除することで、利用者が利用できるコンピューターの設置台数の質問の仕方を、少し変えて、「利用者が利用できるものに限る」というただし書を括弧の中に入れる方がいいのではないかという審査の結果に対し、調査実施者が、それに対応した修正をなされるという御回答でございました。

また、先ほどの(7)施設・設備の有無の新しい追加の選択肢、赤の㊤番の「利用者が利用できる無線LAN」を、単に「無線LAN」としていただいて、利用者が利用できるものに限るということを手引きにお書きいただくという対応をしていただくということでございますので、これらの修正を、当部会として了承するという整理をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、⑤施設で開催される学級・講座の参加者数の把握を男女別から総数に変更について、審議をしたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの10ページを御覧ください。報告書負担・結果精度、利用ニーズを踏まえた変更ということで、施設で開催される学級・講座の参加者数の把握を、男女別から総数に変更することが予定されています。本調査では、各施設の事業実施状況を把握する一環として、学級・講座の実施件数及び参加者数を把握しており、一部の調査票においては、参加者数について、男女別で把握していたとのこととして、今回、社会教育行政調査票、公民館調査票など4種類については、この男女別把握を取りやめ、総数把握にすることを計画しております。

審査状況を御説明する前に、調査全体として参加者数の把握が、調査票ごとに、どのように扱われているか整理しましたので、審査メモの別添の6ページを御覧ください。

左が調査票の区分、真ん中が前回調査までの取扱い、そして右側が変更後となります。

●、×の横の括弧書きは、その調査票が、どういう区分で、どのような人数を求めているのかについての情報ですが、もともと総数でしか把握していないもの、男女別人数で把握しているものと分かれているとともに、把握する講座の区分も、詳細なものから、大きくりのものまで、言わば、ばらばらなのですが、今回の変更により、黄色の網かけを付けた4つの調査票が、男女別人数から総数に変更され、調査全体としては、変更後も●を付けている女性教育施設調査票以外は、総数の把握に統一されるということをイメージしていただければと思います。

審査メモに戻っていただきまして、この変更について文部科学省は、参加者を男女別に整理していないところが少なくなく、回答に当たって、報告者に追加負担が生じていること、参加者の性別自体を把握していない場合もあり、問合せがあった場合、利用状況を勘案して案分するように回答してきたが、調査結果の精度に懸念が生じていること、利活用について省内で確認した結果、女性教育施設調査票以外では、利活用が乏しかったこと、の3点を理由としていますが、審査状況といたしまして、報告者負担の軽減や結果精度の確保といった面で一定の合理性があると考え一方、先ほど触れましたが、調査票ごとの取扱いが個々になっていることが以前もありまして、今回、4つの調査票のみ変更する判断に至った背景や根拠について、具体的なデータも含めて、改めて説明してほしい、また、これまでの利活用の状況や、女性教育施設調査票のみ残す対応で十分と考える理由について、確認する必要があるとして論点を立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの論点に対する回答について、調査実施者である文部科学省から、御説明をお願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省でございます。これまで、学級・

講座の受講者数におきまして、男女別の数値を集計しておりましたのは、女性の多様な学習事業を把握し、女性教育に関する施策、例えば、先導的モデル事業の企画など、このような女性教育に関する施策の検討の際の参考資料として活用するためでしたが、現在におきましては、活用実績がなくなっております。

現在の文部科学省における利活用要素といたしましては、社会教育施設の活動全般を把握する中で、学級講座への受入れ状況を確認するためであることから、男女別人数の把握を維持する、特段の必要がなくなっております。

また近年、報告者である各施設におきまして、男女別の参加者数は把握していない事例が散見され始めておまして、その場合の処理方法に関する照会が、報告者から文部科学省や経路機関に寄せられております。報告者から経路機関である都道府県や市町村への問合せ状況の具体的な件数までは把握しておりませんが、文部科学省への問合せは、年間数十件程度あるところでございます。少なくとも、平成23年度調査から、調査の手引きにおける「よくある質問集」に、男女別の参加者数を把握していない際の回答方法を記載しているところから、従来から問合せは多かったということが想定されております。

それから、このたび幾つかの報告者に対しまして、改めて男女別参加者数の把握状況についてのアンケートを実施させていただきましたけれども、回答のありました施設のうち約半数におきまして、男女別の参加者数を把握していないという実態が分かったところでございます。

また、地方公共団体等において、性別情報の取得の是非から、各種申請書、履歴書、入学願書から、性別欄の廃止、見直しの動きが進んでいる中で、男女別に参加者数を把握していない施設は多いのではないかと懸念されるところでございます。男女別に参加者数を把握していない施設につきましては、報告者が、男女別の参加者数を合理的に推定して回答するよう指示しておりますが、統計調査の精度としては、懸念があるところでございます。

このようなことから、男女別に参加者数を尋ねる調査項目を廃止し、参加者の総数を回答する項目とすることで、報告者の負担軽減と統計の正確性の確保を図りたいと考えております。

それから、男女別人数の結果について、現在、利活用はございませんが、一方で、女性教育施設につきましては、女性教育関係者や一般女性のための各種の研修・交流・情報提供・調査研究の事業を行うとともに、女性団体等が行う各種の女性教育活動の拠点として、女性の資質・能力の開発、技術の向上を図ることを主たる目的として設置された施設であることを踏まえまして、女性教育施設につきましては、男女別参加者を、引き続き把握する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 御回答ありがとうございました。

それでは、ただ今の御回答に対し、御質問や御意見などがございましたら、お願いをいたします。いかがでございましょうか。

○富田委員 富田です。

○津谷部会長 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 御説明ありがとうございます。御提案がありました男女別の回答から、総数の把握ということによろしいと、私は考えます。男女別を把握することによって、女性教育に対する施策の役に立てた、恐らくこの役割は既に終えていると考えます。

その一方で、御説明の中にもありましたように、やはり男と女という性別の2分割に関しては、社会状況もかなり今は変わっておりますし、特にLGBTQ等の認識の台頭ということで、今、あらゆる部分で男女の2分割に関しては、疑問が付されているような現況であります。今回の判断、総数の把握にとどめるということで、私はよろしいと思います。ありがとうございました。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問などがございましたら、お願いをいたします。久我委員、お願いいたします。

○久我委員 御説明ありがとうございました。変更に関しては、特に異論はございません。

ただ気になったのが、男女別のこれまでのデータは、おっしゃるとおり精度に懸念があるわけですが、蓄積されているデータの取扱いといいますか、何らかの形で公表などをされていると大分問題だなと感じたのですけれども、特に御活用されていないということなのですが、その辺りの懸念は、どのように説明されるのかというのが質問です。

○津谷部会長 文部科学省、いかがでございましょうか。今まで、かなり無理をして、男女別に案分及び推定など、大変な報告者負担を場合によってはおかけして収集をしたデータですが、今回、それを外す4つの調査票において、特に、これまでの男女別のデータを、どのように扱うのかということについてでございます。もし、御回答できましたら、お願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 御質問ありがとうございます。これまで収集したデータにつきましては、e-Statという、政府の統計を公表しているシステムの方で、全て公表しているところがございますので、今回の変更を踏まえて、従来、収集してきたデータの取扱いについて、何ら変更するものではございません。

○津谷部会長 統計審査官室、お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 これまでe-Stat等で公表されている情報というのは、今までの調査結果として、これからも残ると思うのですが、恐らく、久我委員からの御質問は、今までの調査結果として残るというのは、やむを得ないとしても、取扱いに留意が必要なデータが政府統計として公表されていることに対して、要するに、男女別に把握をしていないところに関しては、こういう取扱いで回答を求めていたこともあり、その利活用上においては注意してくださいといった注釈だけでも付すことによって、今まで公表されているデータを、そのまま公表しつつ、注意喚起もするという手当も可能かなと考えられますが、そういったところはいかがでしょうか。

○津谷部会長 私も今までのものは公表してしまっていますので、それを削除するということは、ある意味、大変難しいわけですが、男女別のデータについては、e-Statに掲載されているものだけについて、1つ下に「注」とされまして、比例案分した推計値が混じっ

ていますと、注意書きを一言、ワンライン又は印でも付けて、提示されればいかがでしょうか。そして、今までそれを利用していらした方がいらっしゃいますので、女性教育施設調査票は除き、男女別から総数だけになった調査票については、今まで比例案分、推定によるデータがあったけれども、今回総数だけにしたのは、そういう理由だということ、簡単に、下に「注」をお書きになると、利用者からの質問や、御意見などといったようなものが、防げるのではないかなと思います。学校教育調査については、やはり性別というのは大変重要なものですが、これは社会教育調査ですので、非常にカジュアルに、地域の方や、興味をお持ちの方がいらっしゃって、そこまでの厳密なデータを収集されていないということで、施設側から見ても、こういうデータを提供しろというふうに依頼されることは、大変難しいという場合が多々あるのではないかなと思いますので、私も、4つの調査については、総数だけに絞るとこの変更は適当であると考えます。

ただ、先ほど少し御懸念が出ておりますので、そういうふうな対応を、特にe-Statについてしていただき、そして、今回また変更になりましたので、その理由を簡単に、ただ、推計されている値が混じっているということなので、総数だけを示すことにしたということ、少し表現を考えて対応していただくと、後々よろしいのではないかなと、私も考えますが、いかがでございましょうか、文部科学省。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 ありがとうございます。今回、変更するわけですが、変更しない女性教育施設に関しましても、従来、全て男女別で取れていたわけではないということもございまして、その中でも案分されていたところが、今後も続いていくところがありますので、いずれにしましても、e-Statの方にどのような形で載せるのがいいのかというのは、少し総務省とも相談させていただいて、対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査実施者である文部科学省と、そして統計審査官室との間で、特にe-Statで、今までも出ている男女別のデータについての扱いをどうするかを御協議いただくということにさせていただいて、この変更自体は適当とさせていただいてよろしいでしょうか。御異論なかったかと思います。

○宇南山臨時委員 宇南山です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 変更に関する異論はなく、調査の実務上、限界があるかと思うので、やむを得ないと思います。

ただ、1点、e-Statの方で注記をするかという点についてですが、様々な調査の実務上の限界などで、調査票にそのままの状態に記入、最初に意図したとおりに記入がされないことというのはよくある話で、今回、なぜやめたのかというのは、統計委員会の資料の中で残るということを前提にすると、あえて特定の項目について、何か過去の調査結果に疑義があるというようなことを示す必要はあまりないのではないかと、私は思いました。あまり、この変更に関わることはありませんが、一言、申し上げたかったところです。

以上です。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、御意見ありがとうございます。審査官室と文部科学省の

御相談、御協議の際に、そういう御意見も御参考にさせていただければと思います。私も申しましたが、今までのデータ精度に問題があるという印象を与えるべきではありませんし、実際にこういうふうなことは多いわけです。ですので、それをやり出しますと、政府統計調査自身が、大変難しくなってしまう。難しい問題に発展いたしますので、これへの対応を、特に利用者に向けて、どのように使い勝手のいい統計を提供していただくかということも含め、報告者、そして実施者である文部科学省の御負担なども大変多いかと思っておりますので、どこまでやるのかということですが、これはいい機会ですので、事務局との御相談をいただいて、それを書面にて、私を含め、部会構成員の皆様にも御連絡を頂くということにさせていただいてよろしいでしょうか。

今回の変更自体は、適当と整理をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、⑥事業に関する情報提供方法の選択肢から、学習相談を削除について審議をいたしたいと思っております。まず、事務局から、御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの12ページを御覧ください。調査事項の変更で最後となりますが、公民館調査票について、必要性の低下を理由に、事業に関する情報提供方法の選択肢から「学習相談」を削除することが予定されております。本調査では、各施設が行う事業に関する情報提供方法自体については、以前から、各調査票において調査事項として設けられているのですが、学習相談という選択肢は、統一的に用いられているわけではありません。

審査メモの別添の8ページを御覧いただきたいのですが、情報提供方法の選択肢の1つとして、学習相談を設けているのは、●を付けた3票だけの対応で、平成27年の調査から追加されたものです。それを今回の変更で、公民館についてだけ削除するという計画なので、博物館調査票と女性教育施設調査票では残るということになります。

審査メモの12ページに戻っていただきますが、公民館調査票のみについて削除する理由については、「イ」の部分になりますけれども、文部科学省は、公民館においては、学習相談が既に日常的な業務の1つとなっており、情報提供方法の選択肢として残しておく必要性が薄れたこと、その一方で、博物館及び女性教育施設については、いまだ学級や講座が一般的に行われているとは言い難い状況であるため、引き続き推移を見ていきたいとのことでした。

ですが、審査の過程におきまして、データの裏付けをしようと思い、過去の調査結果を見ていきました。それが、別添の10ページになります。結論から申し上げますと、残念ながら、現時点で文部科学省の説明を裏付ける状況は見られませんでした。

右から3列目、学級・講座の学習状況を見ると、公民館、博物館、女性教育施設ともに、それぞれの施設総数の6割程度の施設で行われていまして、比率としては、おおよそ拮抗している、また、右から2列目になりますが、学習相談の実施状況を見ると、比率としては、公民館が最も低い、などの状況でした。

このようなことから、現状においてなされている文部科学省の説明については、根拠が乏しいと考えられるほか、情報提供の、言わばツールについて回答を求める調査事項の中に、学習相談という業務内容を含めることの必要性そのものについて疑問があるとして、

論点といたしまして、情報提供方法の選択肢に学習相談を入れた、そもそもの目的は何か、学習相談による情報提供は、どのような場面を想定しているのか、学級・講座の開催に係る問合せに対応した場合も学習相談に該当するのか、博物館調査票と女性教育施設調査票において、引き続き、学習相談を選択肢として残す効果・必要性は何か、など、複数の論点を立てております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございます。

それでは、調査実施者である文部科学省から、回答をお願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省でございます。公民館の役割でございますけれども、各種講座等によりまして、地域住民に学習機会を提供する役割だけではなく、地域住民自ら企画・実施する自発的な学習や活動を促すという役割も担っているところでございます。

情報提供方法の選択肢に学習相談を加えた目的としましては、審査状況「ア」のところに記載がございましたように、公民館の機能として、学習情報の提供や学習相談というのが求められる中で、講座等の情報提供をする機会として、学習相談を実施することや、学習相談の中で、関連する講座等の情報提供を行うことも考えられることから、その実施状況を把握するためでございます。

学級・講座へのお問合せに対応した場合にも、学習相談に該当するのかという、「b」の論点については、単純な講座に関する問合せ対応ではなく、何々に関する活動を行うサークルを立ち上げたい、自分たちで講習会を開きたいといった、地域住民の学習や活動に関する相談に対応する機会に、関連する講座の紹介等を行うことや、情報提供を主たる目的とした相談会等の実施といったことが、考えられるところでございます。

公民館における学習相談につきましては、講座等の情報提供ではなく、地域住民の学習や活動に関連する多様な相談や支援等に対応するものでございますので、結果として、当該項目においては、情報提供を主たる目的とした学習相談の実施の有無を回答することとなっており、実施施設数が、調査結果のような状況となっていると想定されるところでございます。学習相談自体の実施施設数とは異なるというふうに認識をしております。

それから、公民館において学習相談は、地域住民の自発的な学習活動の促進を図るという公民館の本来的な機能を実現する業務の1つとして、日常的に行われているところでございますが、これを情報提供のツールとして実施している地域が、どの程度あるのかを把握する観点で、当該選択肢を設けていたものでございまして、現状において公民館においては、継続して把握する必要性が薄れておりますので、今回、選択肢から削除を要望させていただいたものでございます。

それから同様に、博物館施設や女性教育施設につきましても、公民館と同様に継続して把握する必要性が薄れておりますので、今回、学習相談の選択肢を削除することとさせていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○津谷部会長 御回答ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見がございましたら、お願いをいたし

ます。久我委員、どうぞお願いいたします。

○久我委員 御説明ありがとうございます。学習相談を削除するということについては、異論ありません。

1点、少しこうした方がいいのではというのがあります。1番の情報ネットワークという選択肢が、更に選択すると、ホームページなどを選ぶような形という構造を見直した方がいいのではないかと考えています。

4番のマスメディアの選択肢において放送や新聞などもネット配信される中で、1番の選択肢の意図としては、回線を通じているという御説明を頂いたのですが、4番も回線を通じるような配信もするようになっていく中で、1番については、情報ネットワークをなくして、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディアを上位の設問の選択肢として入れてしまってもいいのではないかと。全て平たく並べた方が、むしろ回答しやすいのではないかとと思うのですが、こちらについて、いかがお考えでしょうか。

○津谷部会長 文部科学省、先ほどの久我委員からの御提案というか、御質問につきまして、いかがでございましょうか。

これは、現行もそうなのですが、変更案でも、1情報ネットワークで、この1番を選択した場合の提供方法ということで、複数回答可となっておりますが、a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディアとなっておりますけど、この具体的な3つを、そのまま選択肢としてはいかがかと。なぜなら、情報ネットワークとは、今はもう紙媒体ではなく、マスメディアもオンラインで、インターネットを通じて見ることができるということで、御提案としてありましたが、どうでございましょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省でございます。今、調査票そのものを確認しておりますので、申し訳ございませんが、少々お待ちください。

○津谷部会長 分かりました。今、御確認をいただいておりますので、お時間を少しだけいただければと思います。まだ、終了予定時刻まで十分時間がございましょう。

そのほか、何かこの点につきまして、御質問、御提案、御意見がございましたら、お願いいたします。何かございませぬでしょうか。こちらからのカウンタープロポーザルという形ですが、先ほども申しましたが、社会教育調査は調査票の数が多ございます。そして、これは調査票の、ある意味、構造を変えることとなりますので、まず、文部科学省に確認と精査をしていただいた後で、事務局と御相談をいただいて、そこに私も入りますので、この対応については、久我委員からの御指摘、御意見がございましたので、それを御協議いただいて、その結果を、久我委員をはじめ皆様に御連絡をいたします。そして最終的には、私に御一任いただくということで御連絡をいたしまして、また更なる御意見を伺いますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。それか今、何かお答えになれることがございましょうか。少し結論をこの場で出すのは、難しいように思いますが。あまり拙速に決めない方がいいかと思えます。もし、委員各位で御意見がございましたら、ここで伺いできればと思います。

では、文部科学省、お願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省でございます。図書館とその他

の施設で、記載ぶりが違うところもありますが、図書館以外で申し上げますと、今、情報提供の方法としましては、御指摘いただいたように、1番が情報ネットワークとなっております。その中で、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディアというふうに追加で聞くという形になっておりまして、席上配布されている調査票でございますと、例えば、2ページの社会教育行政調査票というところの場合には、ただ今、申し上げたのとは違うのですが、7の情報提供方法としまして、その選択肢として、1番の情報ネットワークで、「(ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア)」、4番として、マスメディアで、「(放送・新聞等)」ということになっております。

今、申し上げたのは、2ページの社会教育行政調査票での情報提供方法でございますが、それから例えば、公民館につきましては、調査票の8ページにございまして、15の事業実施状況の(5)というところで、情報提供方法というのがありまして、この中で、1番、情報ネットワークがありまして、その中で、1番を選択した場合には、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディアを更に選ぶと。4番の方は、マスメディア、放送・新聞等ということになっております。公民館の場合にも若干違いますが、基本的には構造としては似たような形になっていまして、博物館調査票の場合には、調査票の14ページになりますけれども、14ページの16、事業実施状況の(7)というところで、ただ、こちらは違いますのは、1番の情報ネットワークを選んだ場合には、その中から更にデジタルアーカイブの有無というのを選ぶというのが、追加になっています。それから、青少年教育施設でございますとか、女性教育施設については、大体、公民館と同じでございます。

といった形で、施設によって若干違うところはあるのでございますが、質問の項目の趣旨としましては、1番の情報ネットワークにつきましては、インターネットを活用した情報提供というのが中心になっていると思いますし、また、一方の4番のマスメディアにつきましては、放送、テレビ、ラジオ等の放送、それから新聞等、このような大手のマスメディアを通じた情報提供というところでございますが、若干性質が異なるところはあるのかなと思っております。御指摘いただいたように、マスメディアの中でも、今はインターネットで情報提供するということではございますけれども、基本的には、1番の情報ネットワークの方は、行政主体で自らインターネットを通じて、SNSを含め提供すると、4番の方は、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットもあると思いますけれども、大手のマスメディアを通じて広報すると。そこは若干、重なりつつある部分はあるのかなというふうには認識しておりますけれども、質問の趣旨、選択肢の趣旨としては、分けて聞く意義もあるのかなと思っております。

ただ、いずれにしても御指摘も踏まえまして、少し検討させていただいて、追って部会長とも御相談させていただきたいと思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。そのような対応でよろしいでしょうか。こちらで相談をいたしまして、その結果につきましては、もちろんこの御意見を頂いた久我委員に御連絡をいたしまして、御了解を頂きますし、部会構成員の皆様にも、その旨は御連絡をいたします。ただ、調査票1つ1つは、それほど複雑ではないのですが、とにかく数がありまして、今ここで決めるということは非常に難しい。

ただ、今、伺っておりますと、情報ネットワークをくくり出して、コンディショナルにして聞くというものと、括弧書きで情報ネットワークの中に、これが入れているものとあるようですので、その理由はきちんと、先ほど具体的に御説明はいただいたのですが、これは漏れがあるといけませんので、きちんとまず、文部科学省の方で精査及び確認をしていただいて、その結果をもって統計審査官室に御相談いただきまして、私もそれをお聞きして、そして対応を決めて、久我委員、そしてほかの部会構成員の皆様にご連絡を、メールその他でいたしますので、そうさせていただきますとよろしいでしょうか。

○久我委員 はい。形としては、それで問題ないと思います。

私の意図としては、情報ネットワークという表現で、行政主体の回線を通じた情報の展開という意図が、恐らく論理として、あまり通じない部分があるのではないかと思いますので、ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディアに関しては、そのまま出してしまっても、行政主体のインターネットによる配信というのは、問題ないと思うのです。

御説明を事前に頂いたときに、回線を通じているという区分というようなお話であれば、4のマスメディアなども入ってくるので、それならば、いっそ全部平たく並べて問題ないのではないかなという意図で、今はお話をさせていただきました。こういう意図ですので、その後の御判断、整理についてはお任せいたしますので、お願いします。

○津谷部会長 久我委員、ありがとうございました。

ただ今回、変更の申請がなされております公民館調査票から、この学習相談というのを削除するという当初の御提案から、同じ項目がある博物館調査票と女性教育施設調査票についても、学習相談は削除をするという文部科学省からの御回答でございました。それにつきましては、適当とさせていただきますとよろしいでしょうか。

ただ、御意見がございました、この情報ネットワーク、今までも選択肢の1つとして、ずっと尋ねられてきたものですが、これをどういうふうに見直していくのか、見直しを実施するののかどうかということも含めて、まず、文部科学省側の御意見も集約していただいて、それもきちんと確認をした上で、その情報をもって事務局と私どもで、まず御相談をさせていただきます、繰り返しになりますが、皆様方に、その後で御連絡をして、御了解を頂くようにさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、変更事項の最後になります。⑦印刷物の作成を取りやめ（インターネットによる公表のみとする。）について、審議をしたいと思います。事務局から、御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの14ページを御覧ください。調査結果の公表方法の変更といたしまして、公表に当たり、印刷物の作成を取りやめ、インターネットによる公表のみとすることが予定されております。

この理由について文部科学省は、デジタル化やペーパーレス化を背景として、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障が生じていないと考えられること、印刷物の作成をするための事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図るためとしており、削減される作業量等につきましては、文部科学省からあった回答を枠の中に書いておりますけれども、報告書は700ページ程度あり、職員3名程度で1か月かかる作業、こち

らが、今回の変更で削減できるなどとしております。

以上につきまして、利活用上の支障もないとしていることから適当と考えており、論点についても、特になしとしております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。特に論点はないということでございますが、何かこれについて御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これについても了承とさせていただきたいと思っております。

以上で今回準備をいたしました、申請された変更内容についての審議を終えることができました。調査全体を通じて、そのほか、個別の変更事項についての御意見ではないにしても、何か御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日は、これで審議を終わりましたが、いろいろなコメント、御質問、御意見を頂きましたので、最後に私の方から、御了承いただいたものについては、ここで再度繰り返しませんけれども、更なる確認、そして、申請されたものに対する御回答も含め、調査実施者からの御回答も含め、更なる変更があったものについても、ここで少しおさらいをさせていただきます。

まず、博物館調査票の、資料3の別添が一番分かりいいかと思っておりますが、その2ページの、新たに回答の選択肢を追加することの中の12番目ですが、その他の法人に「営利」と付けて、「その他の営利法人」とすることについて、前向きな御回答は頂いたのですが、博物館調査票の担当者は、ここにいらっやっていないということで、文部科学省の方で、これについて御確認をいただくということでございました。私もそうですが、ほかの委員からも、富田委員からもセコンドが出ておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

そして続きまして、別添の3ページの公民館調査票などの「施設・設備の有無」のところの最後に、新たに、㊸番として、「利用者が利用できる無線LAN」という選択肢を追加することですが、この「利用者が利用できる」という部分は削除をする。複数の委員から、これは削除しても差し支えないのではないかと、その方がすっきりするのではないかと御意見がございました。

そして次、別添の4ページになりますが、今までの設問、コンピューターの導入状況の一番上のラインの「コンピューターの設置台数」というものを削って、「利用者が利用できるコンピューターの設置台数」にするのですが、この部分は、コンピューターの設置台数という今までの表現を残し、括弧の中に「(利用者が利用できるものに限る)」というふうにお断りを入れて、情報の時系列の連続性をできる限り図って、今まで答えておられた回答者が、迷われないように、対応をするということでございます。これが、3点目です。

そして4点目は男女別の参加者数の把握でございますが、4つの調査票について、女性教育施設調査を除いて、男女別の参加者数を把握するという事は取りやめ、そして、参加者の総数のみの把握をするという変更を、適当と了承をいたしました。ただ、男女別の

今までのデータが、e-Statを中心に公表されておりますので、それへの注記をどうするかということについては、文部科学省で御相談をいただいて、それを統計審査官室と更に御相談いただいて、私もその決定をお聞きして、当方の意見を取りまとめて、構成員の皆様に御連絡をして、御了承を頂くというふうにさせていただきたいと思っております。

そして、最後の学習相談を削除でございますが、当初は公民館調査票だけという申請でしたけれども、博物館調査票、そして女性教育施設調査票についても、同様の削除を行うということでしたわけですが、それとは別に、公民館調査票、ほかにもあるようですが、情報提供方法の中で、1番の情報ネットワーク、これをどういうふうに表記をするのか、どのように扱うのかなど、更なる選択肢の検討が必要ではないかという御意見がございましたので、確認事項とさせていただきたいと思っております。

以上が今回、追加で確認事項としたものを除いて、適当というふうに判断をして、了承をするとさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

以上、それに基づいて、答申案の方向性についても相談をいたしまして、その結果も構成員の皆様にお伝えをして、御理解を得たいと思っております。

ただ、答申案の確認だけのためとか、決まったことの確認だけのために部会を開催するという必要はないかと思っておりますが、複数の項目で確認事項が上がっておりますので、実施者である文部科学省と統計審査官室、そして部会長の私とで、これについて相談をいたしまして、予備日としております2回目の部会の開催については、追って、できる限り速やかに皆様方に御連絡をさせていただくということによりよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。皆様方に、できる限り御負担をかけないようにしたいと思いますので、できれば、きちんと書面開催その他で対応したいと思いますけれども、ここで即断はできませんので、時間の御猶予を頂ければと思います。

なお、本日のこの部会の審議結果につきましては、今月下旬に統計委員会が開催される予定でございますので、そこで、私から部会審議報告として御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。本日も御審議いただきまして、ありがとうございました。

今、部会長からもお話がありましたけれども、ひととおりの御審議はいただいたのですが、確認事項が複数ございます。ということで、次回、11月24日の予備日を実際に開催するかどうかということにつきましては、部会長と御相談をして判断をさせていただきたく、少しお時間を頂ければと思います。開催するかどうかということについて、速やかに御連絡差し上げたいと思っております。

仮に11月24日に開催する場合なのですけれども、このときの議題としては2つ、まず、本日の部会で確認をしてほしいと御指摘を頂いた事項についての確認結果の御報告、それ

から、本日ひととおり御審議をいただきましたので、その範囲で答申案を確認していただくという、この2つが、仮に開催した場合には、議題になろうかと考えておりますので、お含みおきください。

本日は、画面の操作で見にくい部分等がございまして、非常に御迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。

最後に、本日の議事録も、今後、取りまとめをしていきますので、別途メールで御照会いたします。いつもながらではございますけれども、御確認方、よろしく願いできればと思います。

事務局からは以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。まだ、10分ほど時間はございますけれども、本日予定しておりました部会審議事項は終了いたしました。先ほどから何度も申し上げておりますとおり、まだ、更なる検討事項が複数ございます。2回目の部会の開催の判断をできる限り、速やかに行いたいと思いますので、御理解と時間の御猶予をよろしく願いいたします。

大変有意義、有用、かつ活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。